

国民年金出張相談会を 開催します

学生の方を対象に、学内において国民年金相談会を年2回開催します。

本年度の詳細は未定です。決定次第、掲示にてお知らせします。

※昨年度は5月と11月に開催しました。

※20歳になったら、国民年金の加入手続きが必要となります。学生の場合は、「学生納付特例制度」があります。その他、卒業後の若年者納付猶予制度や将来の年金額など気軽に聞いてください。

※手続きをしていないと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなります。



(問合せ) 学生課学生係 (⑤番窓口)